

十日町市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

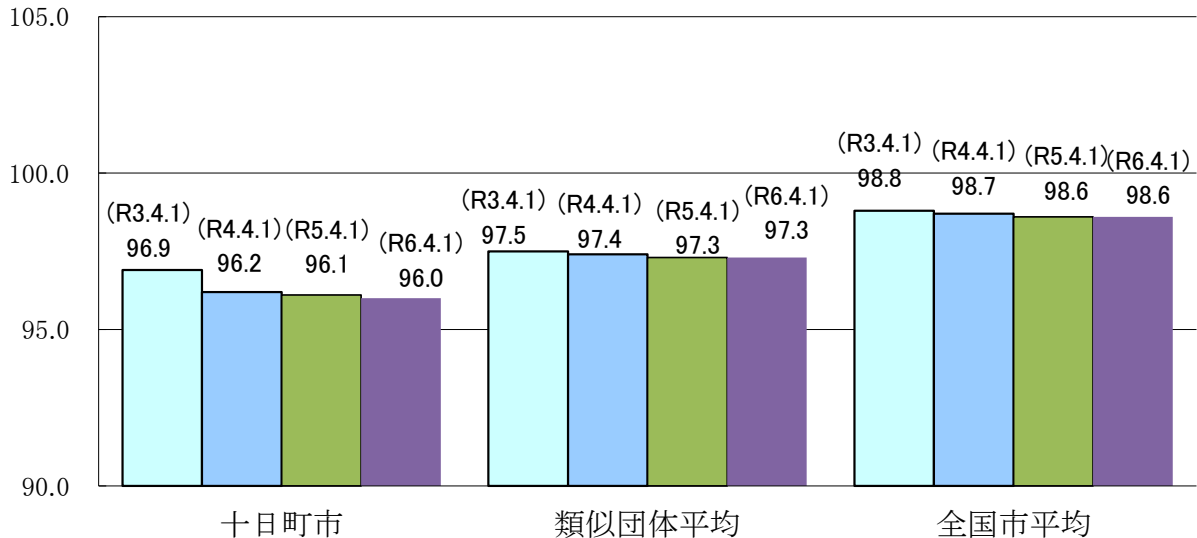
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 48,132	千円 35,216,689	千円 1,819,303	千円 3,960,764	% 11.2	% 11.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 443	千円 1,627,956	千円 251,033	千円 641,418	千円 2,520,407	千円 5,689	千円 5,916

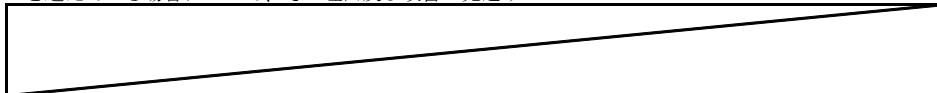
- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み



(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%以下に対し、当市においても同様の支給率で支給。
(実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給、平成28年4月に遡及し3%を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
十日町市	44.0 歳	319,300 円	366,869 円	344,575 円
新潟県	44.2 歳	332,538 円	412,564 円	364,814 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職

区 分	公 務 員						参 考		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A)/(B)
十日町市	52.8 歳	17 人	277,700 円	295,112 円	288,806 円	—	—	—	—
うち管理員	55.5 歳	8 人	308,700 円	323,263 円	319,724 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.32
うち自動車運転手	48.5 歳	6 人	234,300 円	258,667 円	248,263 円	乗用自動車運転者	61.4 歳	222,400 円	1.16
うち学校給食員	57.8 歳	2 人	266,400 円	275,650 円	268,525 円	飲食物調理従事者	43.9 歳	237,600 円	1.16
新潟県	55.8 歳	317 人	322,579 円	358,420 円	341,011 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C)/(D)
十日町市	—	—	—
うち管理員	5,311,750 円	3,297,300 円	1.61
うち自動車運転手	4,159,700 円	2,856,000 円	1.46
うち学校給食員	4,367,300 円	3,127,900 円	1.40

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和3年度から令和5年度の3か年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		十日町市	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	169,000 円	— 円
	中 学 卒	155,300 円	155,300 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	253,367 円	343,725 円	374,500 円	389,700 円
	高 校 卒	223,900 円	289,150 円	322,425 円	359,367 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	252,100 円	301,100 円	313,050 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

（注） 経験年数区分に該当する職員がいない場合は（ ）の経験年数の職員の平均額を算出しています。

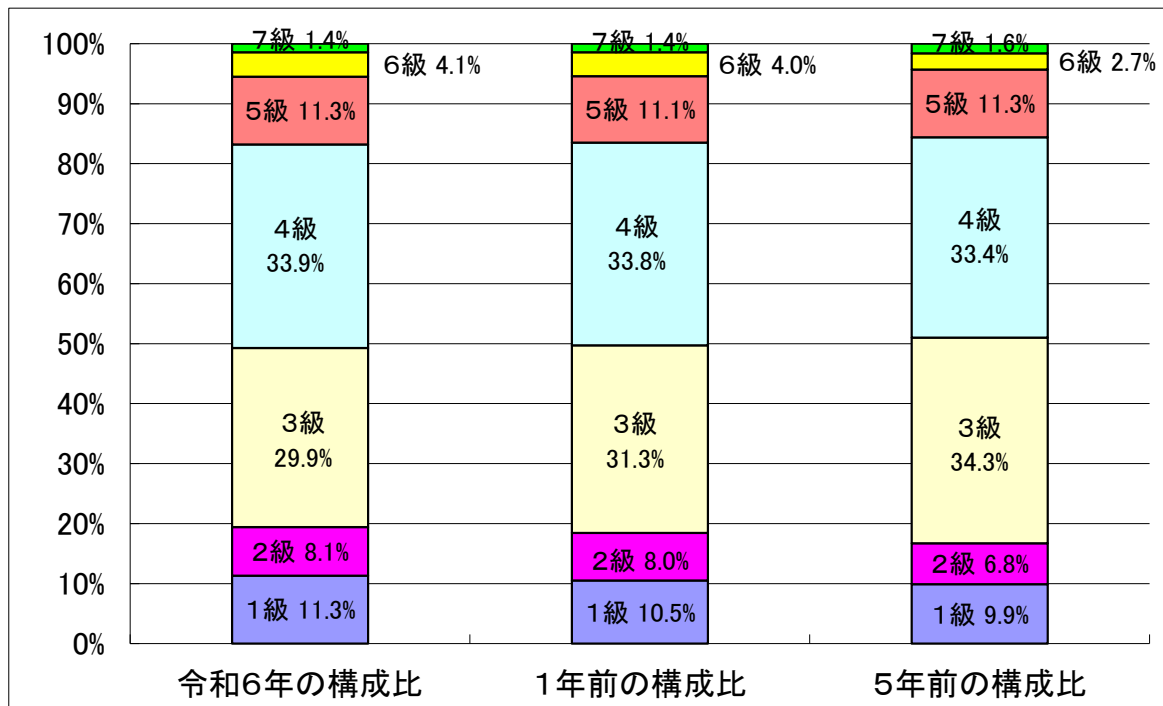
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

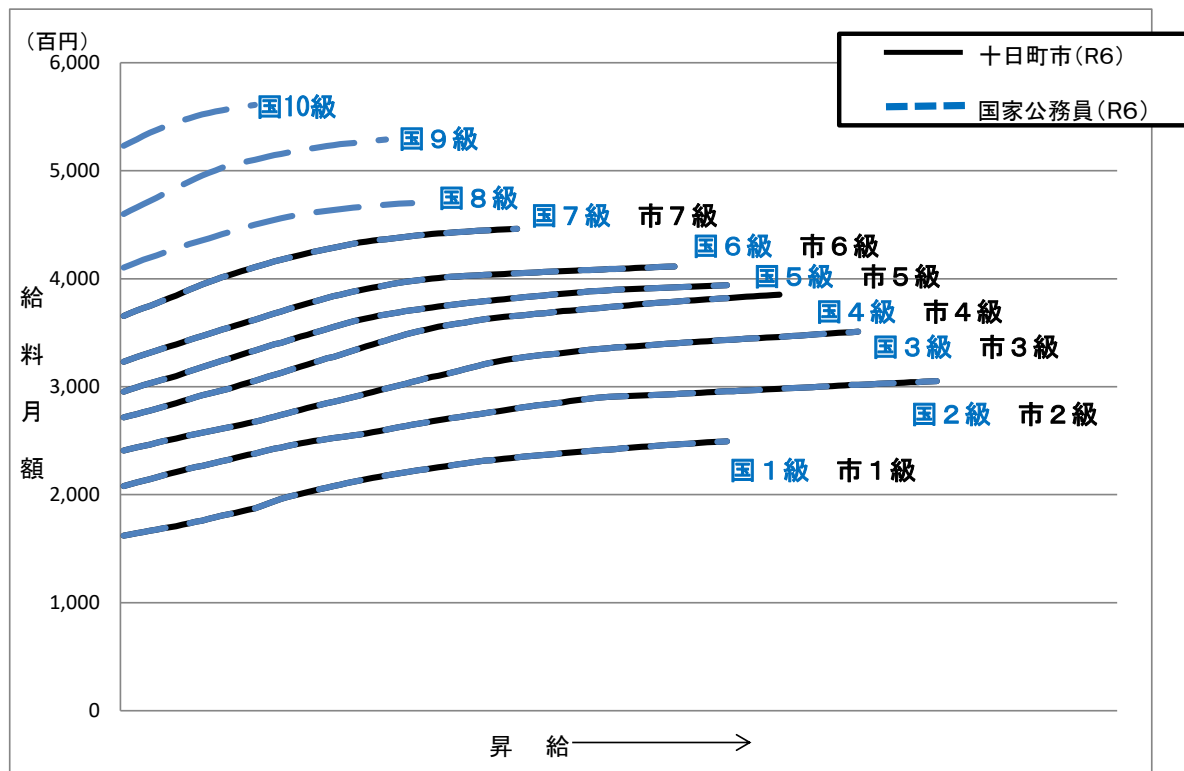
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・局長	5 人	1.4 %	365,500 円	446,200 円
6 級	課長・支所長・局長	14 人	4.1 %	323,100 円	411,300 円
5 級	課長・支所長・再任用センター長・再任用館長・再任用支所長・参事・課長補佐・次長	39 人	11.3 %	295,400 円	394,000 円
4 級	課長補佐・次長・副参事・係長・主査・主査技師・再任用参事	117 人	33.9 %	271,600 円	385,200 円
3 級	係長・主査・主査技師・主任・主任技師・再任用課長補佐・再任用係長・再任用副館長	103 人	29.9 %	240,900 円	351,000 円
2 級	主事・技師・再任用主査	28 人	8.1 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事・技師・再任用主事	39 人	11.3 %	162,100 円	249,400 円

（注） 1 十日町市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	十日町市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十日町市		新潟県		国	
1人当たり平均支給額（5年度） 1,477 千円		1人当たり平均支給額（5年度） 1,628 千円		—	
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.05月分 (1.00) 月分		（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.05月分 (1.00) 月分		（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない					

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

十日町市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 (自己都合)(勸奨・定年)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額 10,569千円 0千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			3,654 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			913 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）	
十日町市	0 %	0 人	0	%
東京都特別区	20 %	0 人	20	%
埼玉県和光市	16 %	0 人	16	%
新潟市	3 %	2 人	3	%
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	2 人	16	%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		1,490 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		15,684 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		19.5 %		
手当の種類（手当数）		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	15千円	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	0千円	300円/日
用地交渉手当	用地交渉担当職員	用地の取得など所有者等との交渉に従事した場合に支給	34千円	300円/日
行旅死病人取扱手当	福祉担当職員	行旅病人・死亡人の救護又は死体処置に従事した場合に支給	0千円	1,000円～3,000円/回
保健手当	保健師	保健指導、保健相談、看護処置等に従事した場合に支給	186千円	300円/日
防疫等作業手当	保健師、看護師	感染症防疫作業に従事した場合に支給	151千円	300円～4,000円/日
動物死体処理手当	環境業務担当職員、道路管理担当職員	動物の死体処理に従事した場合に支給	84千円	1,000円/回
雪害作業手当	雪害作業にあたる職員	除雪作業、水上がり対策、雪崩対策に従事した場合に支給	69千円	400円～600円/日
放射線取扱作業手当	診療所職員	放射線を照射する作業の補助に従事した場合に支給	0千円	350円/日
特地診療手当	診療所医師	診療所の医師が十日町市診療所以外の診療業務に従事した場合に支給	0千円	25,000円/月
休日診療手当	診療所医師	診療所の医師が休日に診療業務に従事した場合に支給	0千円	45,000円/日
介護認定審査会手当	診療所医師	診療所の医師が介護認定審査会に出席した場合に支給	120千円	10,000円～12,000円/日
待機手当	訪問看護ステーション担当看護師	救急業務に対応するために待機を命ぜられた場合に支給	831千円	1,700円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	110,700 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	260 千円
支給実績（4年度決算）	122,980 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	298 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	58,459千円	247,707 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	17,107千円	280,446 円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者）負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者）片道の距離に応じて最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	25,888千円	72,719 円
休日勤務手当	休日に勤務した職員に支給 支給額：勤務1時間当たりの支給額×1.35×勤務時間数	同じ	—	4,711千円	16,825 円
管理職手当	支給額：定額 部長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	異なる	支給額	28,954千円	419,629 円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	26,548千円	60,199 円
管理職特別勤務手当	管理職が臨時、緊急の必要等の場合に勤務した場合に支給 勤務1回につき2,500円～13,500円	異なる	支給額	430千円	9,348 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、配偶者と別居することとなった職員に支給 月額30,000円～100,000円	同じ	—	816千円	408,000 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である医師等に支給 月額2,500円または414,800円	同じ	—	9,974千円	4,987,200 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料 報酬	市 区 町 村 長	833,200 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 区 町 村 長	649,900 円	985,000 円／	391,500 円
	議 長	392,000 円	790,000 円／	420,000 円
	副 議 長	316,000 円	545,000 円／	230,000 円
	議 員	300,000 円	475,000 円／	200,000 円
			442,000 円／	180,000 円
期末手当	市 区 町 村 長	(5年度支給割合)	6月期	1.65月分
	副 市 区 町 村 長		12月期	1.75月分
			計	3.40月分
	議 長	(5年度支給割合)	6月期	1.65月分
	副 議 長		12月期	1.75月分
	議 員		計	3.40月分
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.44	17,597,184円	任期満了時
		給料月額×在職月数×0.26	8,110,752円	任期満了時
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

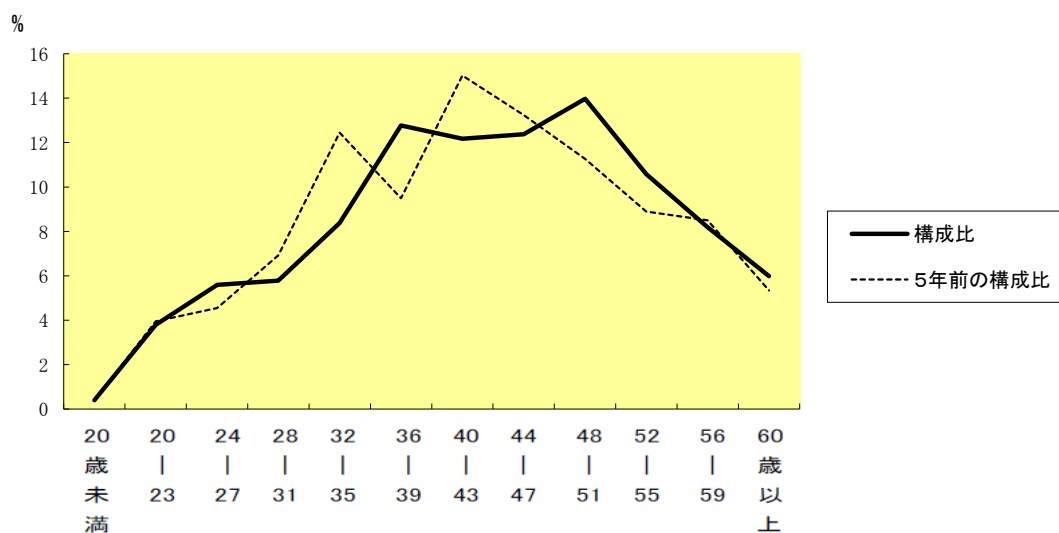
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		5年度	6年度		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務企画	87	86	△ 1	業務の体制の見直しによる減
	税務	24	24	0	
	民生	89	86	△ 3	業務の体制の見直しによる減
	衛生	46	41	△ 5	事業統合による減
	労働	2	2	0	
	農林水産	33	32	△ 1	職員派遣終了のため減
	商工	36	37	1	芸術祭事業の人員増
	土木	54	55	1	運転手補充による増
	計	375	367	△ 8	<参考>人口1万人当たり職員数 76人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 85人)
	教育部門	68	66	△ 2	退職者不補充による減
	消防部門	0	0	0	
	小計	443	433	△ 10	<参考>人口1万人当たり職員数 90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110人)
	公営企業等会計部門				
公営企業等会計部門	病院	6	6	0	
	水道	14	13	△ 1	支所水道事業の人員減
	下水道	10	10	0	
	その他	37	38	1	業務の体制見直しによる人員増
	小計	67	67	0	
合 計		510 [680]	500 [680]	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 104 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 19	人 28	人 29	人 42	人 64	人 61	人 62	人 70	人 53	人 41	人 29	人 500

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部 門 別	年 度	31年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去5年間の 増減数
一般行政		370	375	373	368	375	367	△ 3
教育		72	71	74	68	68	66	△ 6
普通会計		442	446	447	436	443	433	△ 9
公営企業等会計		64	60	67	71	67	67	3
総合計		506	506	514	507	510	500	△ 6

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 669,294	千円 83,637	千円 37,825	% 5.7	% 5.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費25,530千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
5年度	人 8	千円 31,556	千円 6,514	千円 13,261	千円 51,331	千円 6,416	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
十日町市	41.8 歳	339,950 円	520,411 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（5年度） 1,633 千円		1人当たり平均支給額（5年度） 1,477 千円	
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.35)月分 (1.00)月分		(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.35)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（５年４月１日現在）

十日町市			十日町市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）		
1人当たり平均支給額		— 20,430千円	1人当たり平均支給額		10,569千円 0千円

（注）１ 退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、前年度の退職手当受給者が３人以下の場合は、過去数年の退職者についての平均支給額です。

- ２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非
よることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（５年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			— 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
十日町市	0 %	— 人	0	%
東京都特別区	20 %	— 人	20	%
埼玉県和光市	16 %	— 人	16	%
新潟市	3 %	— 人	3	%
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	— 人	16	%

エ 特殊勤務手当（５年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	— 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）	— %

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	3,539 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	442 千円
支給実績（４年度決算）	3,071 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	439 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の
４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。
であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (５年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (５年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	997千円	332,333円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	666千円	333,000円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者） 負担している運賃の額に応じて 1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者） 片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	362千円	60,400円
管理職手当	支給額：定額 部長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	同じ	—	456千円	456,000円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	494千円	61,700円

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 890,279	千円 56,803	千円 21,030	% 2.4	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
5年度	人 6	千円 21,051	千円 3,047	千円 7,697	千円 31,795	千円 5,299	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
十日町市	33.8 歳	249,388 円	342,543 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,244 千円		1,477 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
(1.35) 月分	(1.00) 月分	(1.35) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（５年４月１日現在）

十日町市			十日町市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）		
1人当たり平均支給額 — —			1人当たり平均支給額 10,569千円 0千円		

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、前年度の退職手当受給者が3人以下の場合は、過去数年の退職者についての平均支給額です。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非
よることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（５年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）			— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
十日町市	0 %	— 人	0	%
東京都特別区	20 %	— 人	20	%
埼玉県和光市	16 %	— 人	16	%
新潟市	3 %	— 人	3	%
医療職給料表(1)の 適用を受ける職員	16 %	— 人	16	%

エ 特殊勤務手当（５年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）	— %

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	786 千円
職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	157 千円
支給実績（４年度決算）	2,017 千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	336 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の
4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。
であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (５年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (５年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	840千円	420,000円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	579千円	289,544円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者）負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者）片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	253千円	63,300円
管理職手当	支給額：定額 部長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	同じ	—	300千円	300,000円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	289千円	48,106円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 2,517,195	千円 413,090	千円 43,400	% 1.7	% 1.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
5年度	人 10	千円 32,624	千円 7,487	千円 10,063	千円 50,174	千円 5,017	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
十日町市	40.8 歳	328,090 円	465,579 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,275 千円		1,477 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
(1.35) 月分	(1.00) 月分	(1.35) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（５年４月１日現在）

十日町市			十日町市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （自己都合）（勸奨・定年）		
1人当たり平均支給額 — —			1人当たり平均支給額 10,569千円 0千円		

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、前年度の退職手当受給者が3人以下の場合は、過去数年の退職者についての平均支給額です。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非
よることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（５年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）			— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
十日町市	0 %	— 人	0	%
東京都特別区	20 %	— 人	20	%
埼玉県和光市	16 %	— 人	16	%
新潟市	3 %	— 人	3	%
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	— 人	16	%

エ 特殊勤務手当（５年４月１日現在）

支給実績（４年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（４年度）	— %

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	1,788 千円
職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	199 千円
支給実績（４年度決算）	1,774 千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	197 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の
4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。
であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円	同じ	—	1,423千円	237,167円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	362千円	181,000円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者）負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者（交通用具利用者）片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	388千円	48,550円
管理職手当	支給額：定額 部長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	同じ	—	300千円	300,000円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	513千円	64,075円